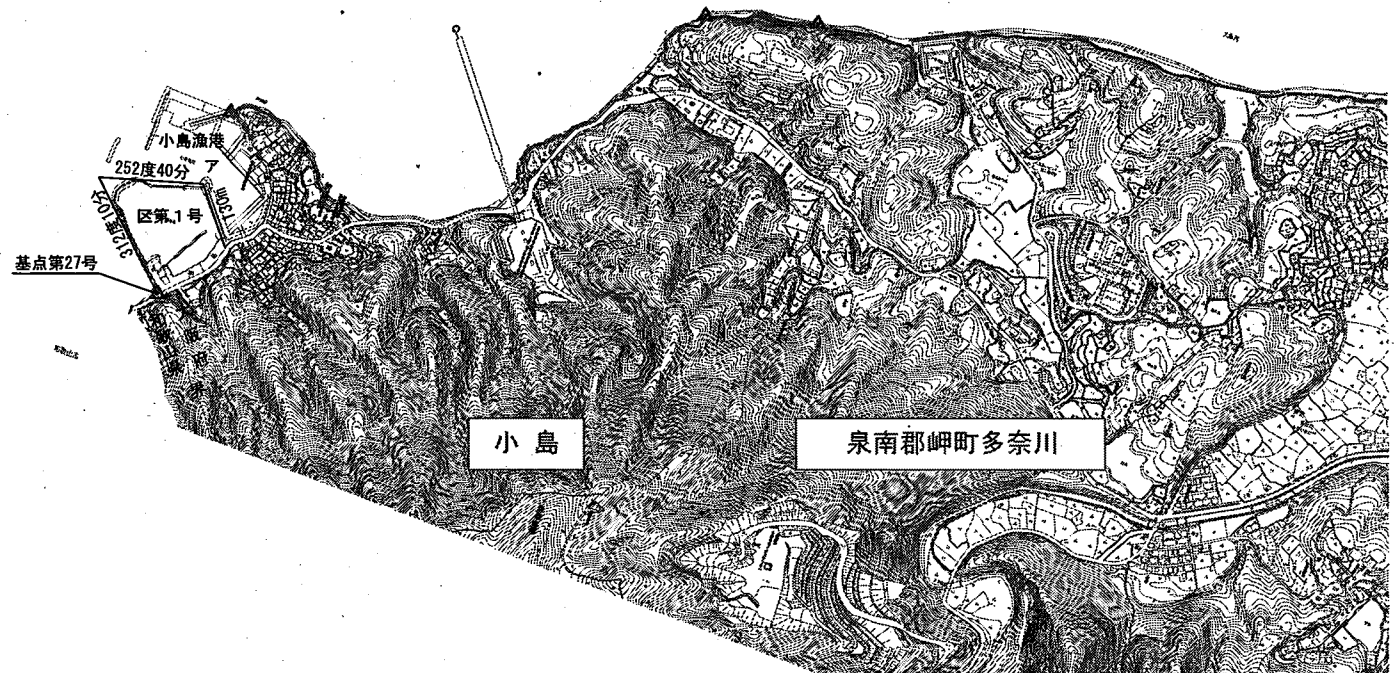




区 第 1 号		漁業権者：小島養殖漁業生産組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種区画漁業	はまち養殖業	1月1日から12月31日まで
	たい養殖業	1月1日から12月31日まで
	しまあじ養殖業	1月1日から12月31日まで
	さけ・ます養殖業	12月1日から翌年3月31日まで
	ふぐ養殖業	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	泉南郡岬町多奈川小島地先	
漁場の区域	次のアから真方位252度40分の線、基点第27号から真方位312度10分の線、小島漁港南防波堤及び海岸堤防によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第27号 ア	大阪府と和歌山県の境界 小島漁港南防波堤基部中心点から防波堤上北へ130mの点

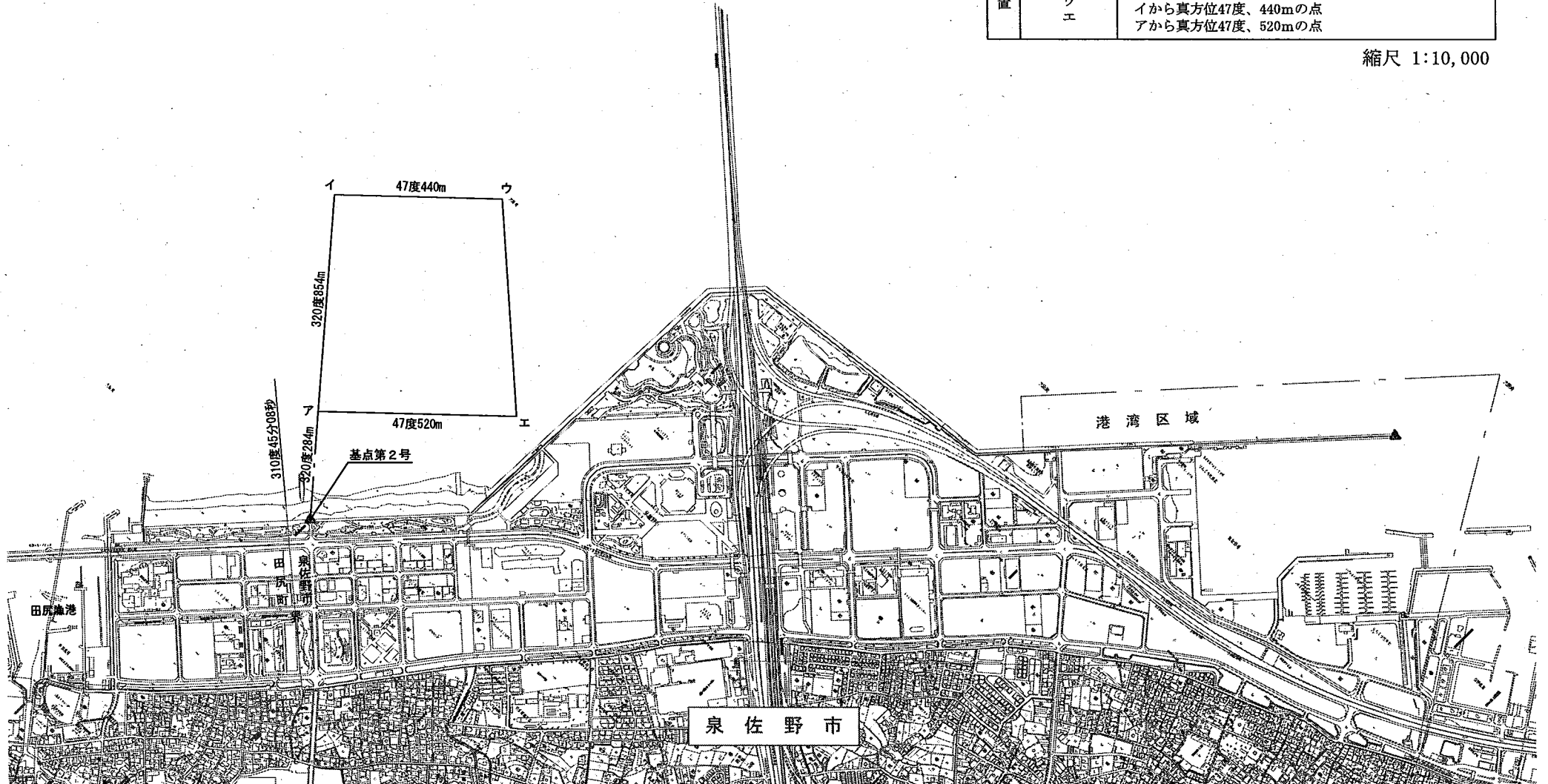
縮尺 1:10,000





区第2号		漁業権者：泉佐野漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで 11月1日から翌年5月15日まで
漁場の位置	泉佐野市りんくう往来南地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第2号	護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から 真方位43度70mの点
	アイウエ	基点第2号から真方位320度、284mの点 基点第2号から真方位320度、854mの点 イから真方位47度、440mの点 アから真方位47度、520mの点

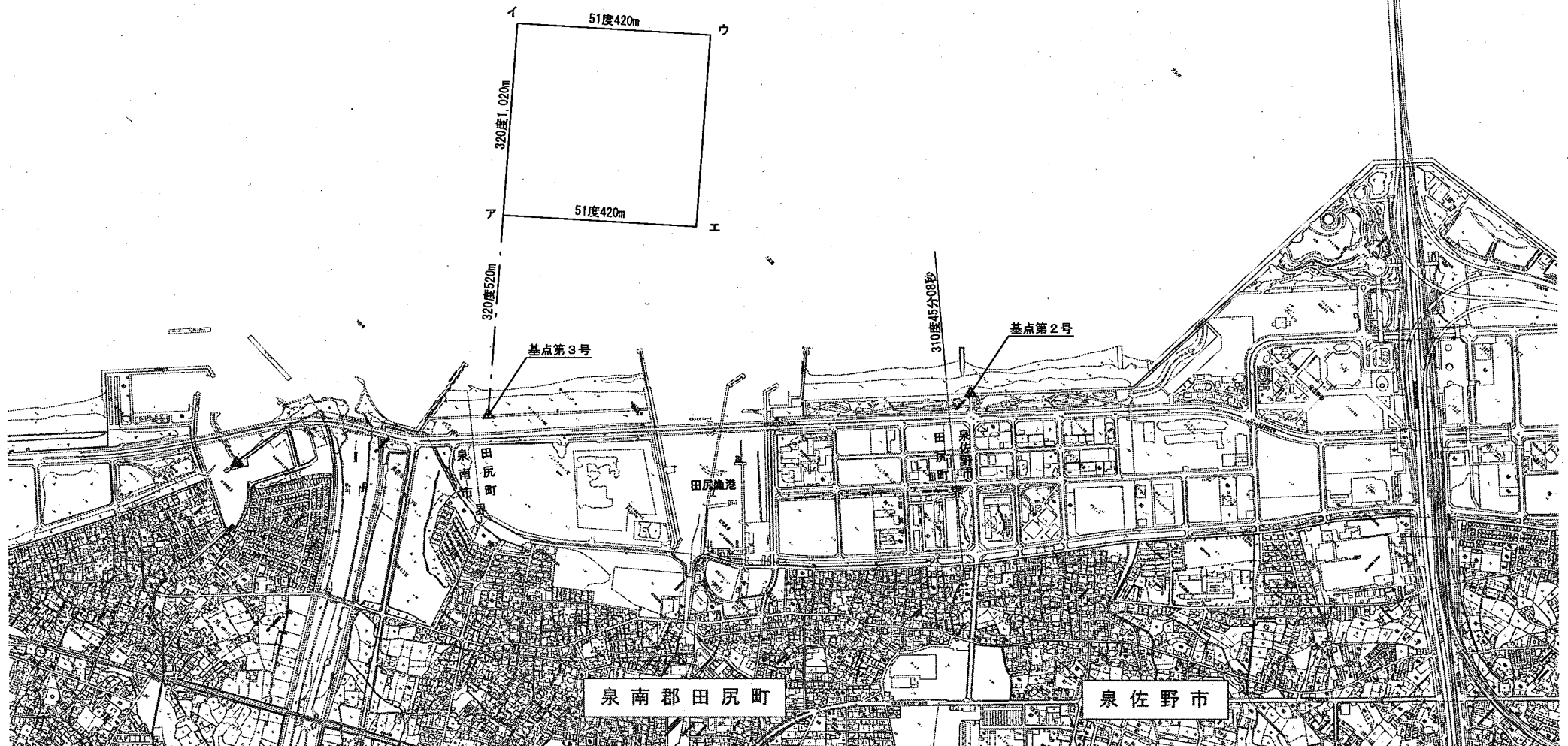
縮尺 1:10,000

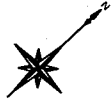




区 第 3 号		漁業権者：泉佐野漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 1月1日から12月31日まで
漁場の位置	泉南郡田尻町地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	ア イ ウ エ	基点第3号から真方位320度、520mの点 基点第3号から真方位320度、1,020mの点 イから真方位51度、420mの点 アから真方位51度、420mの点

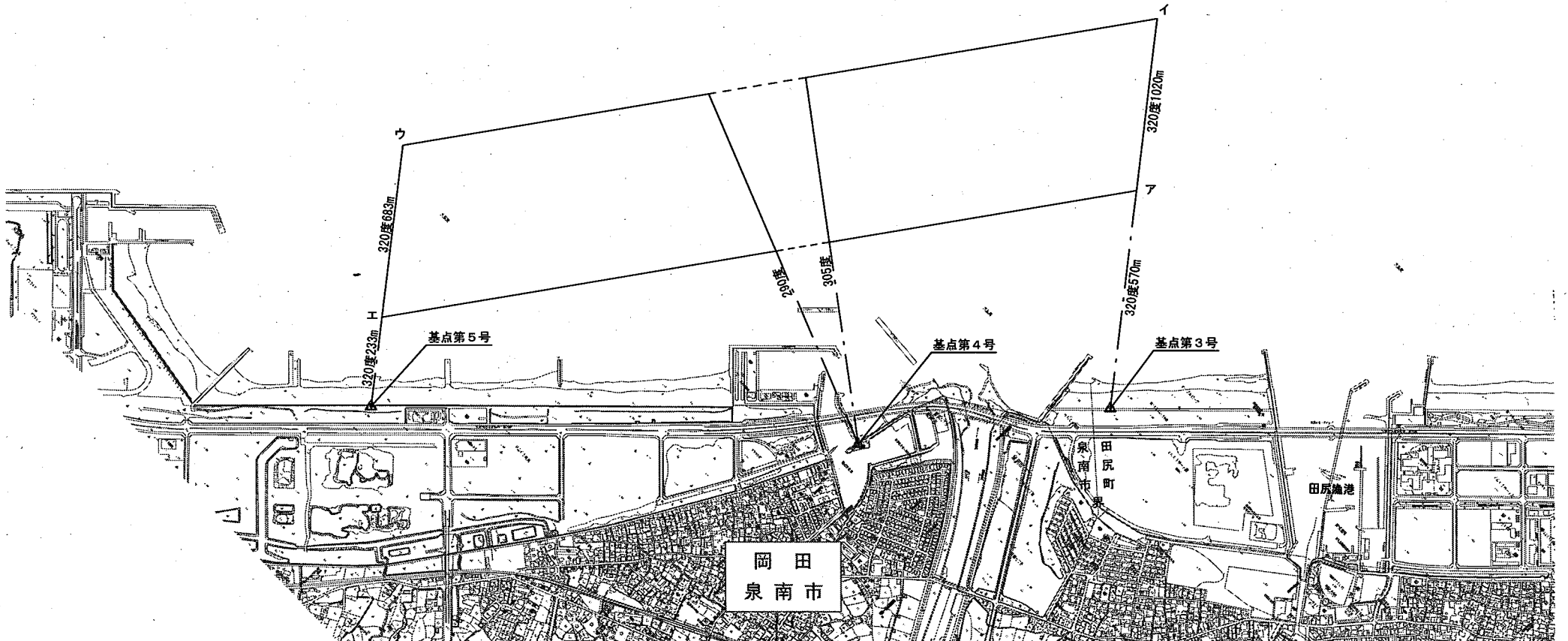
縮尺 1:10,000

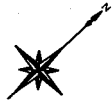




区第4号		漁業権者：岡田浦漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
漁場の位置	泉南市りんくう南浜地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、基点第4号から真方位290度及び真方位305度の各線、点イと点ウを結んだ線及び点アと点エを結んだ線によって囲まれた区域を除く。	
点の位置	基点第3号	護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47mの点
	基点第4号	岡田漁港北防波堤基部中心点
	基点第5号	梅井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432mの点
	ア	基点第3号から真方位320度、570mの点
	イ	基点第3号から真方位320度、1,020mの点
	ウ	基点第5号から真方位320度、683mの点
	エ	基点第5号から真方位320度、233mの点

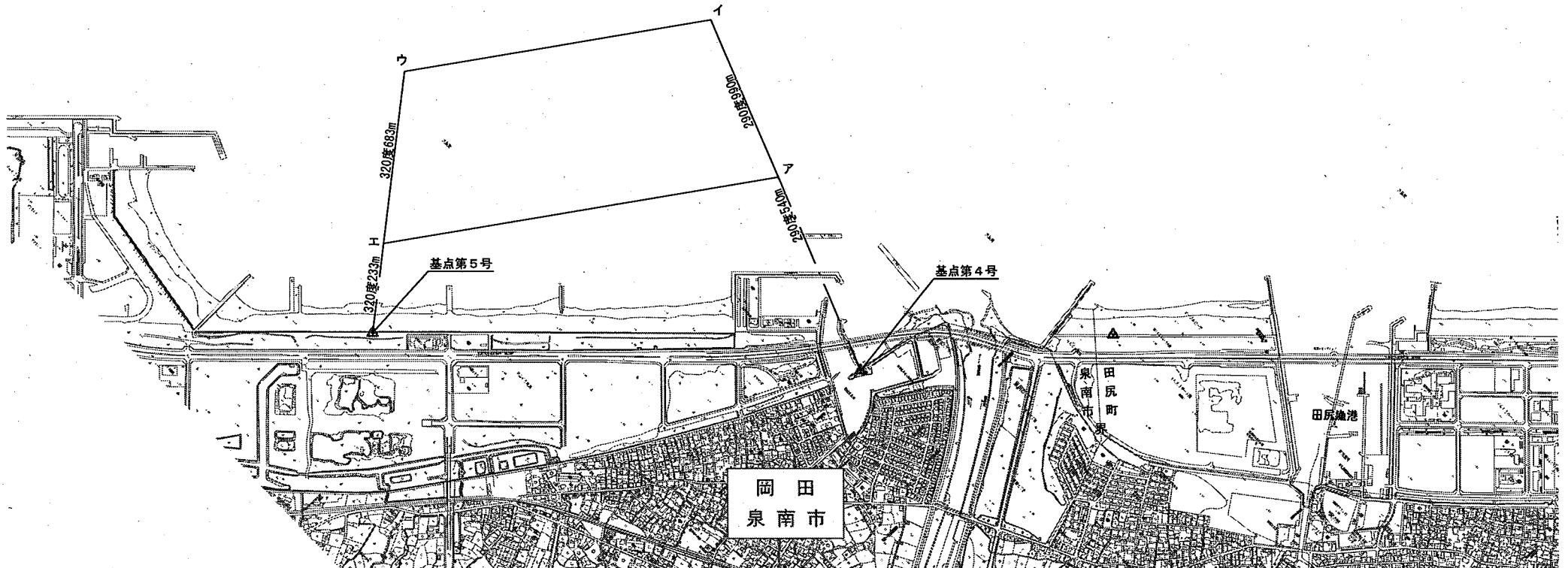
縮尺 1:10,000





区 第 5 号		漁業権者：岡田浦漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	泉南市りんくう南浜地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第4号	岡田漁港北防波堤基部中心点
	基点第5号	樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432mの点
	ア	基点第4号から真方位290度、540mの点
	イ	基点第4号から真方位290度、990mの点
	ウ	基点第5号から真方位320度、683mの点
エ	基点第5号から真方位320度、233mの点	

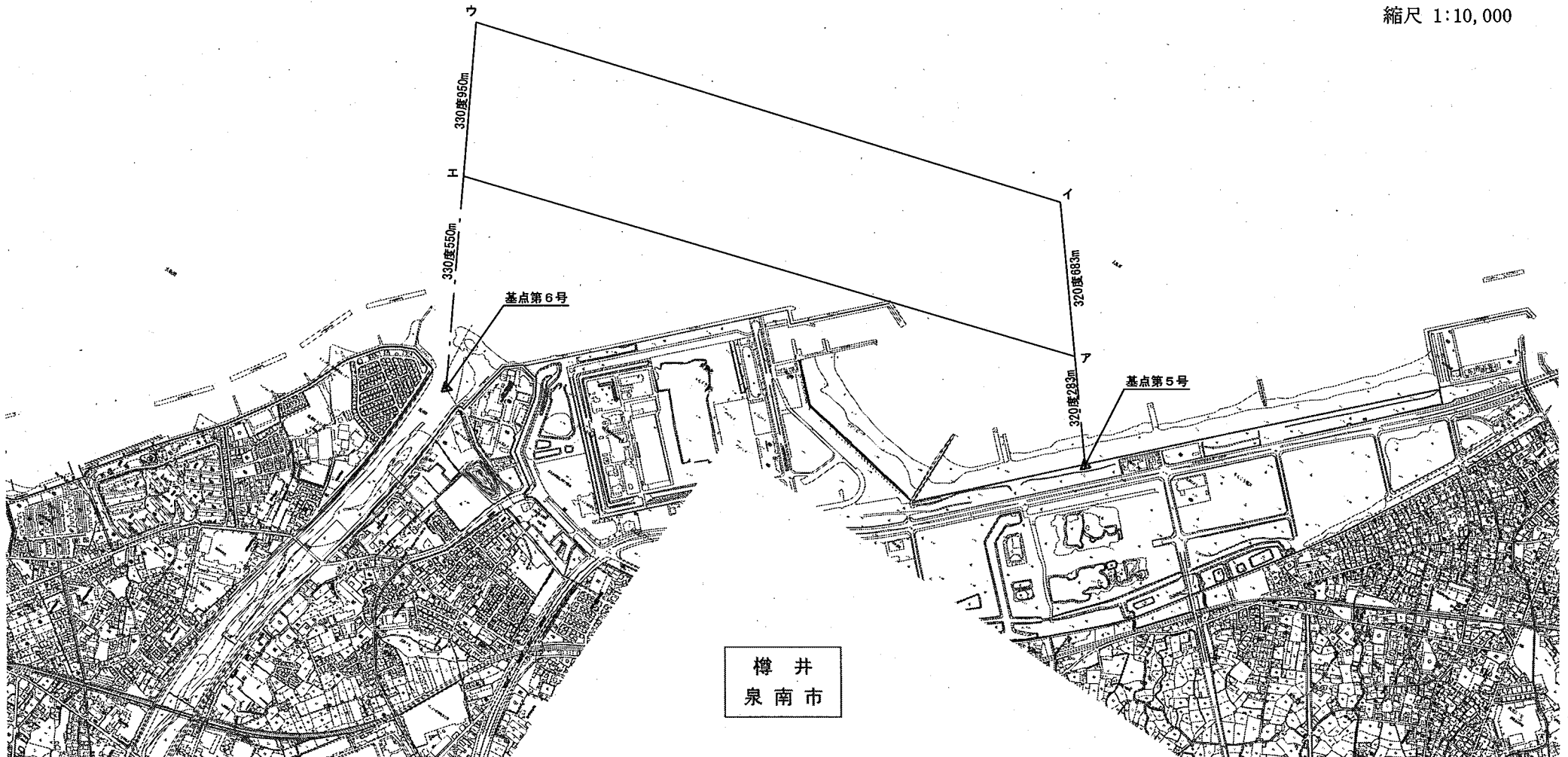
縮尺 1:10,000

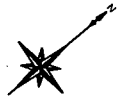




区第6号		漁業権者：樽井漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
漁場の位置	泉南市りんくう南浜地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第5号	樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432mの点
	基点第6号	泉南市と阪南市の境界
	ア	基点第5号から真方位320度、283mの点
	イ	基点第5号から真方位320度、683mの点
	ウ	基点第6号から真方位330度、950mの点
エ	基点第6号から真方位330度、550mの点	

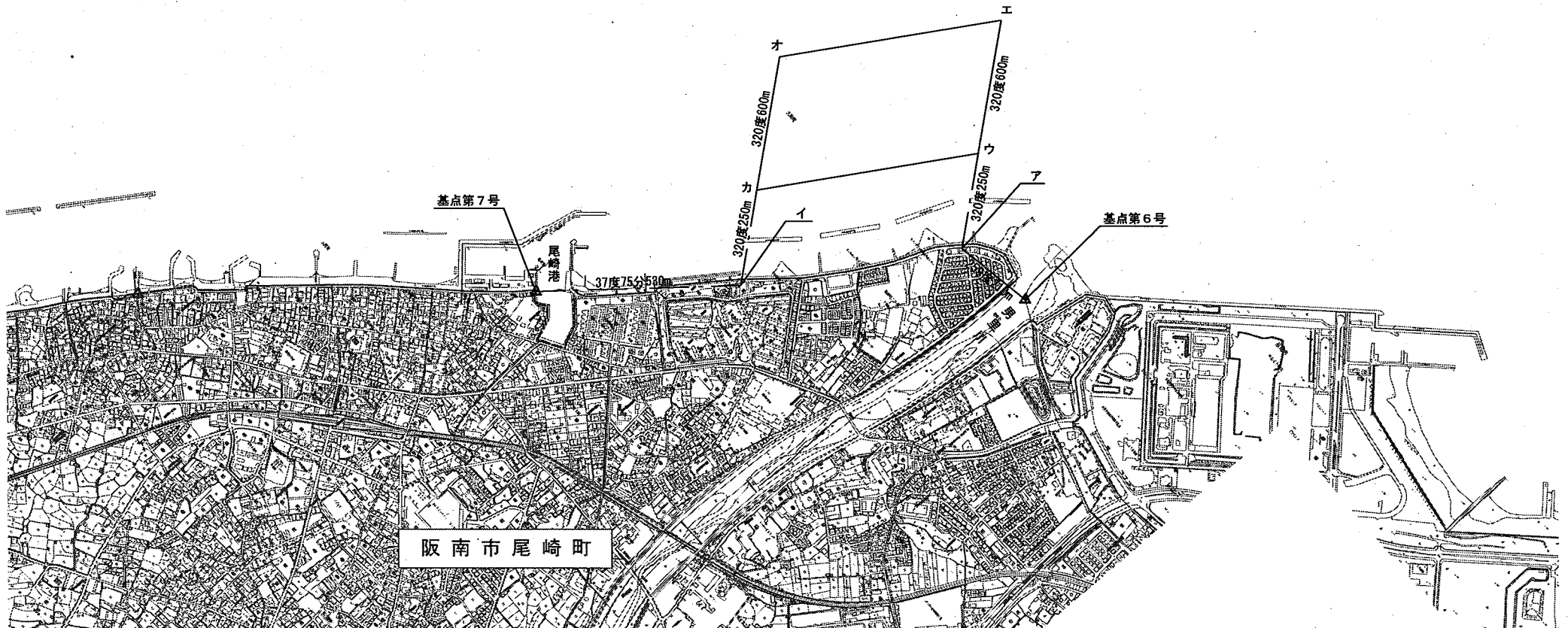
縮尺 1:10,000





区 第 7 号		漁業権者：尾崎漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
	かき養殖業	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	阪南市尾崎町地先	
漁場の区域	次のウ、エ、オ及びカの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第6号	泉南市と阪南市の境界
	基点第7号	尾崎港南防波堤基部中心点
	ア	基点第6号から真方位259度、210mの点
	イ	基点第7号から真方位37度75分、530mの点
	ウ	アから真方位320度、250mの点
	エ	アから真方位320度、600mの点
	オ	イから真方位320度、600mの点
	カ	イから真方位320度、250mの点

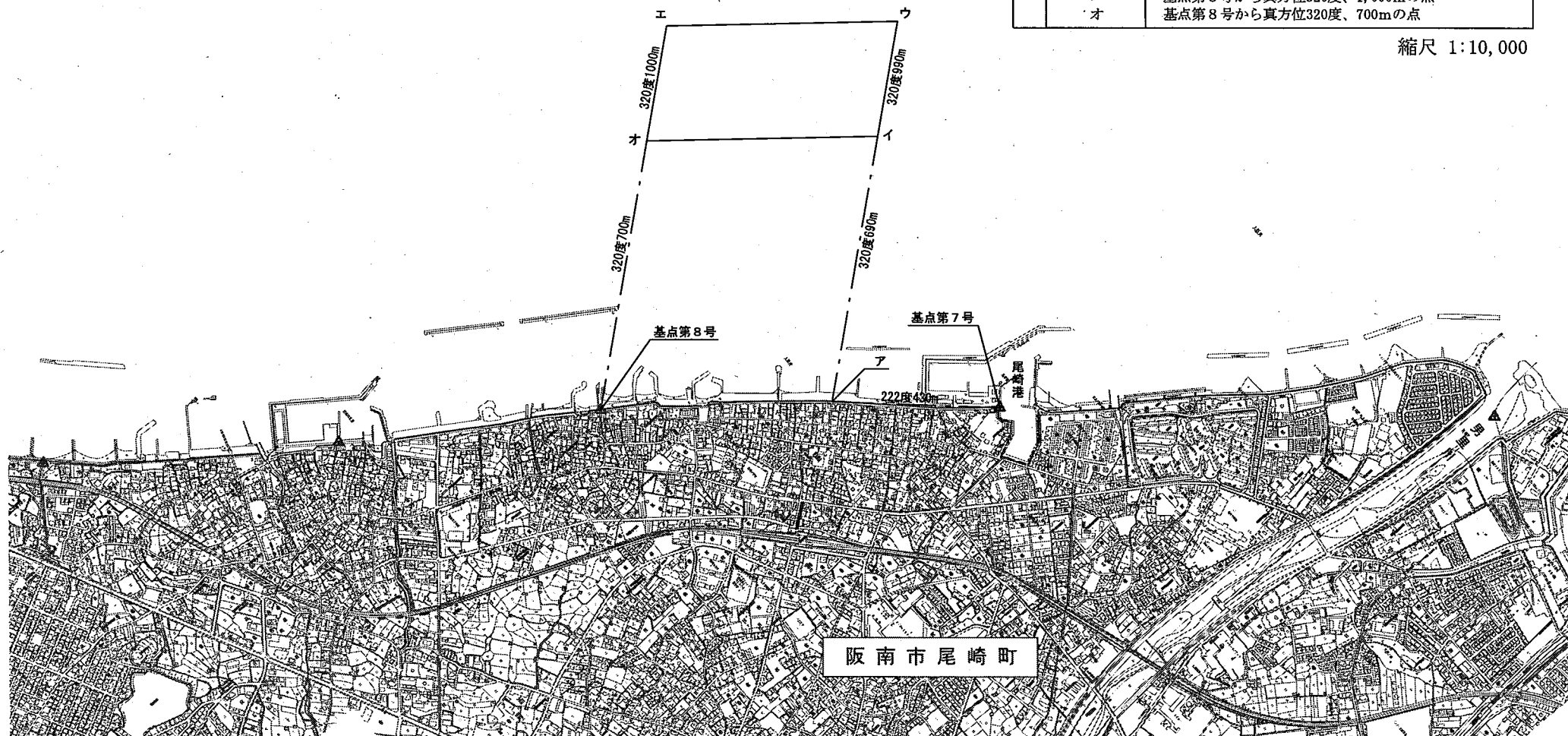
縮尺 1:10,000

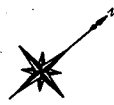




区 第 8 号		漁業権者：尾崎漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
	かき養殖業	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	阪南市尾崎町地先	
漁場の区域	次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第7号	尾崎港南防波堤基部中心点
	基点第8号	阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央)
	ア	基点第7号から真方位222度、430mの点
	イ	アから真方位320度、690mの点
	ウ	アから真方位320度、990mの点
エ	基点第8号から真方位320度、1,000mの点	
オ	基点第8号から真方位320度、700mの点	

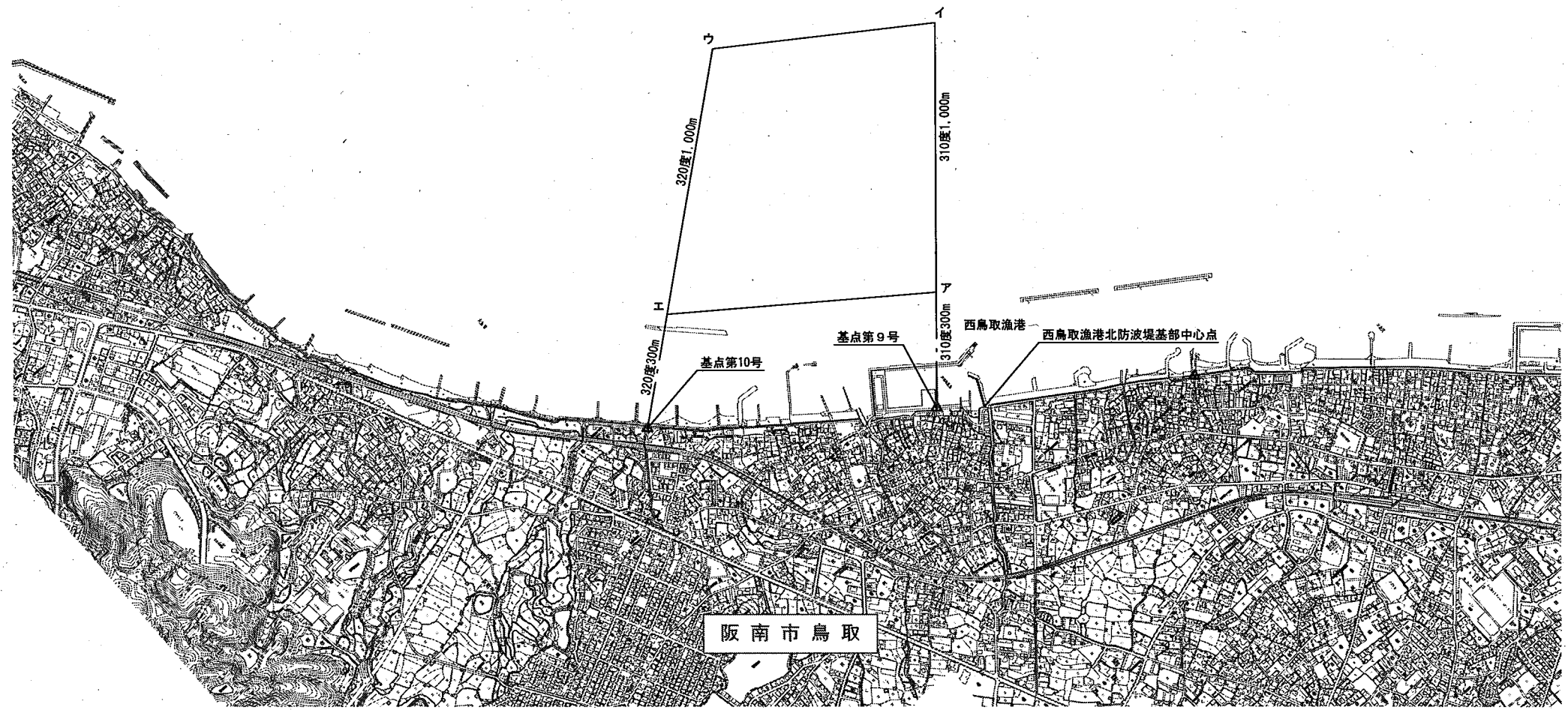
縮尺 1:10,000





区 第 9 号		漁業権者：西鳥取漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで 11月1日から翌年5月15日まで
漁場の位置	阪南市鳥取地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第9号	西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位222度、130mの点
	基点第10号	阪南市鳥取と貝掛の境界
	ア	基点第9号から真方位310度、300mの点
	イ	基点第9号から真方位310度、1,000mの点
	ウ	基点第10号から真方位320度、1,000mの点
	エ	基点第10号から真方位320度、300mの点

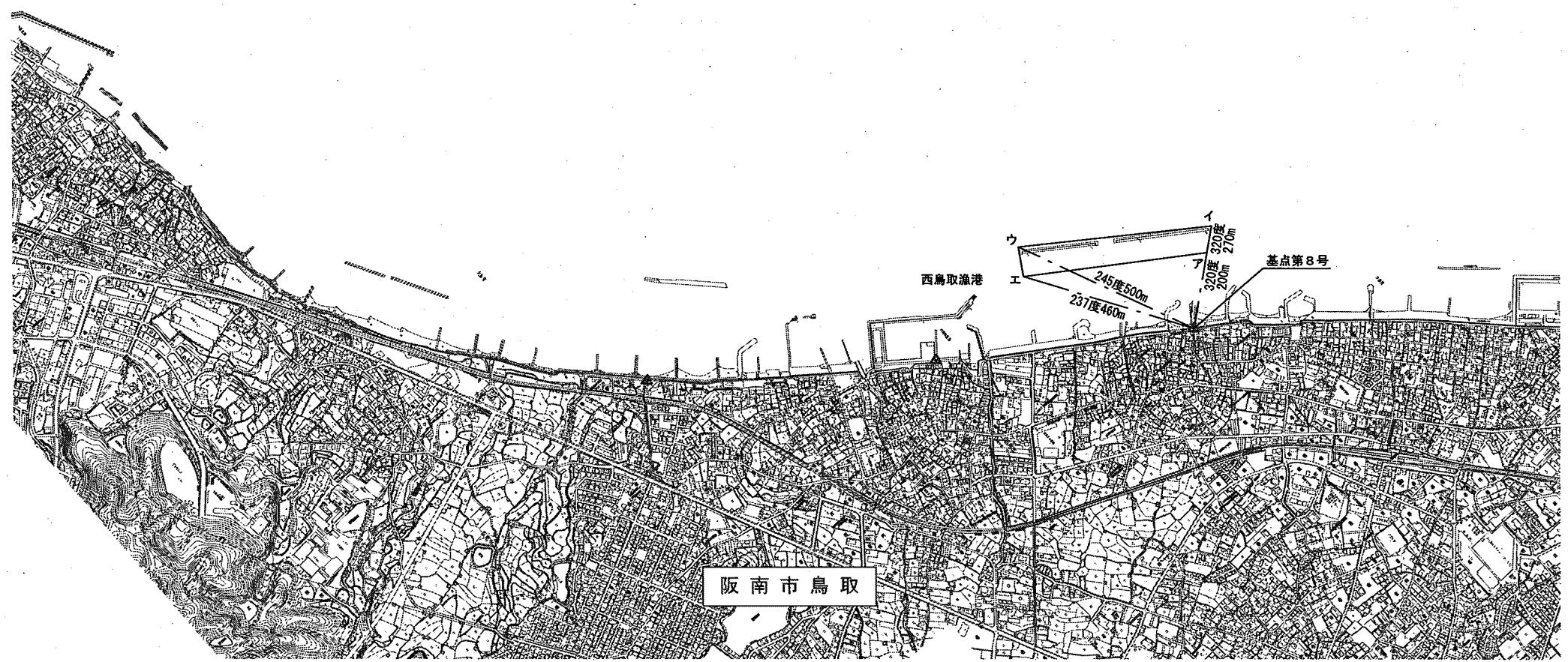
縮尺 1:10,000



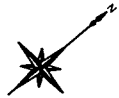


区 第 10 号		漁業権者：西鳥取漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	阪南市新町及び鳥取地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第8号	阪南市尾崎町と新町境界（トクサ川川口中央）
	ア	基点第8号から真方位320度、200mの点
	イ	基点第8号から真方位320度、270mの点
	ウ	基点第8号から真方位245度、500mの点
	エ	基点第8号から真方位237度、460mの点

縮尺 1:10,000

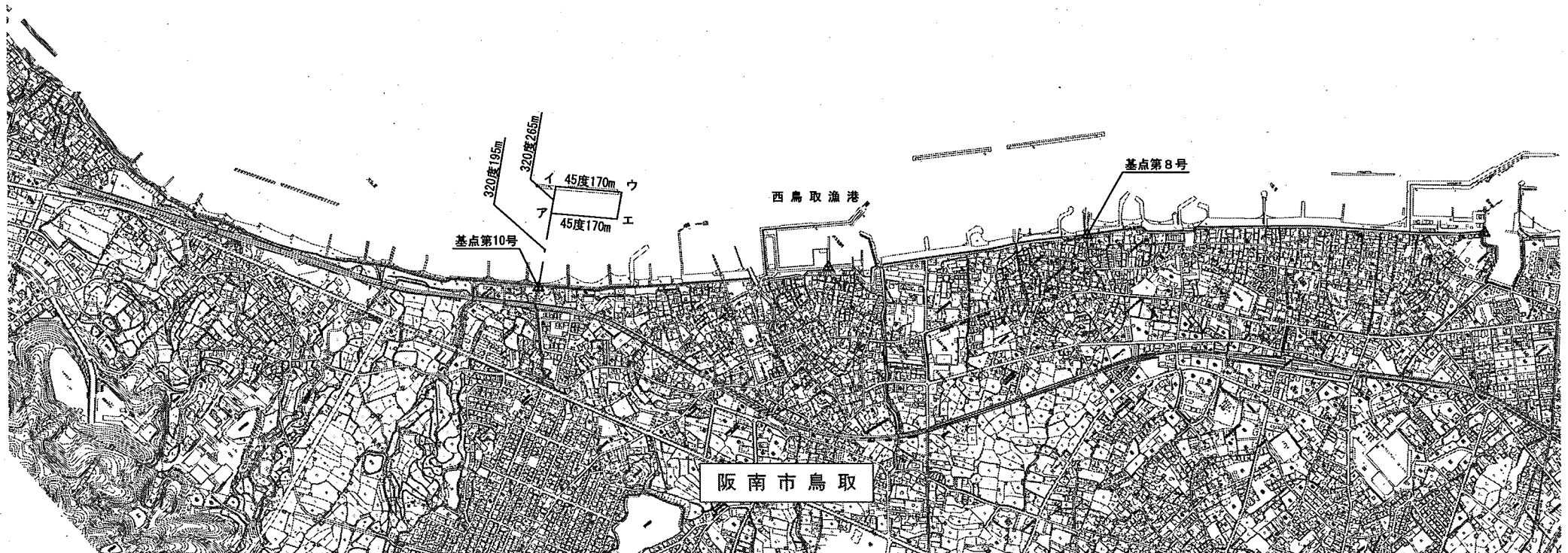


阪南市鳥取



区 第 1 1 号		漁業権者：西鳥取漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	阪南市鳥取地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第10号	阪南市鳥取と貝掛の境界
	ア	基点第10号から真方位320度、195mの点
	イ	基点第10号から真方位320度、265mの点
	ウ	イから真方位45度、170mの点
	エ	アから真方位45度、170mの点

縮尺 1:10,000





区 第 1 2 号		漁業種者：下荘漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
	かき養殖業	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	阪南市貝掛地先	
漁場の区域	次のウ、エ、オ及びカの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。	
点 の 位 置	基点第10号	阪南市鳥取と貝掛の境界
	ア	基点第10号から真方位320度、450mの点
	イ	基点第10号から真方位320度、750mの点
	ウ	イから真方位243度30分、200mの点
	エ	イから真方位243度30分、770mの点
	オ	アから真方位243度30分、770mの点
	カ	アから真方位243度30分、200mの点

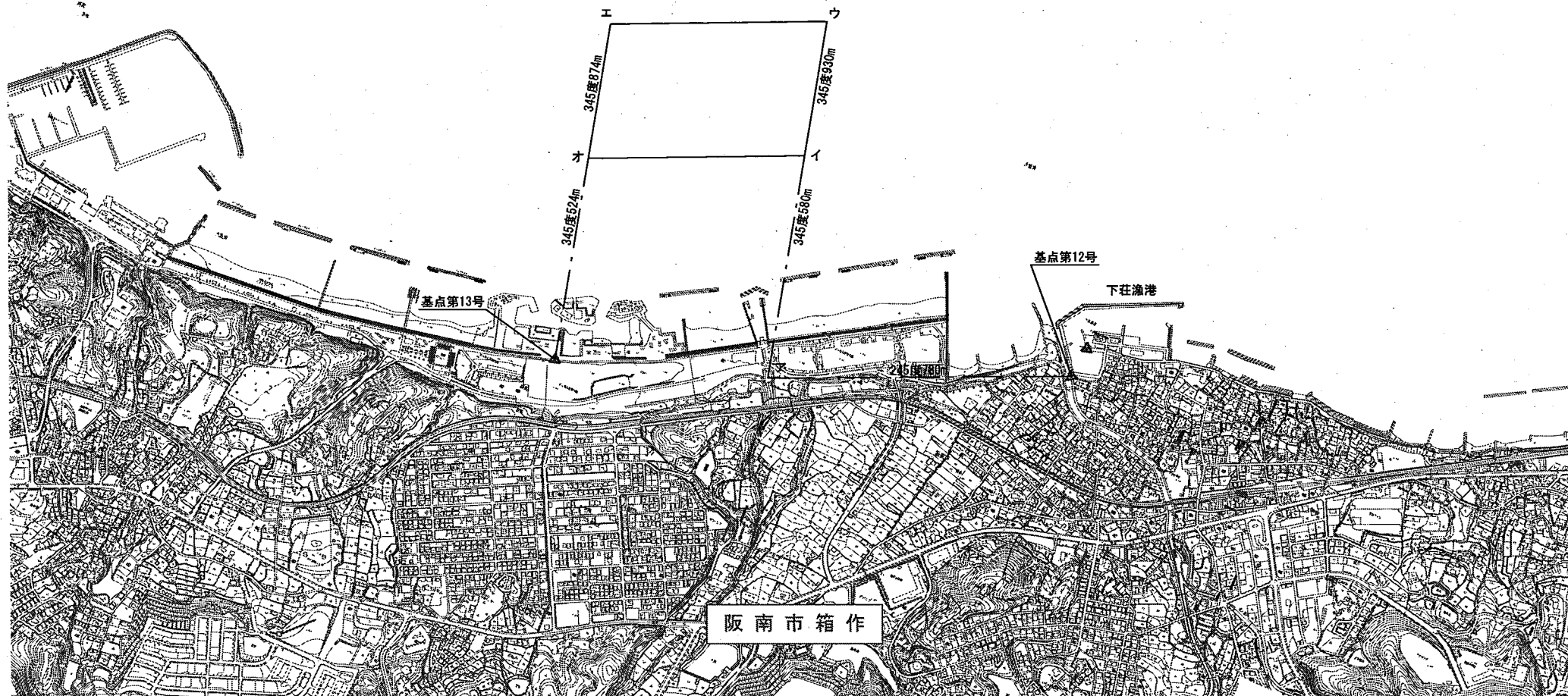
縮尺 1:10,000





区 第 1 3 号		漁業権者：下荘漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
	かき養殖業	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	阪南市箱作地先	
漁場の区域	次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第12号 基点第13号 ア イ ウ エ オ	下荘漁港西防波堤基部中心点 阪南市と泉南郡岬町境界から真方位345度、126mの点 基点第12号から真方位245度、780mの点（田山川河口右岸） アから真方位345度、580mの点 アから真方位345度、930mの点 基点第13号から真方位345度、874mの点 基点第13号から真方位345度、524mの点

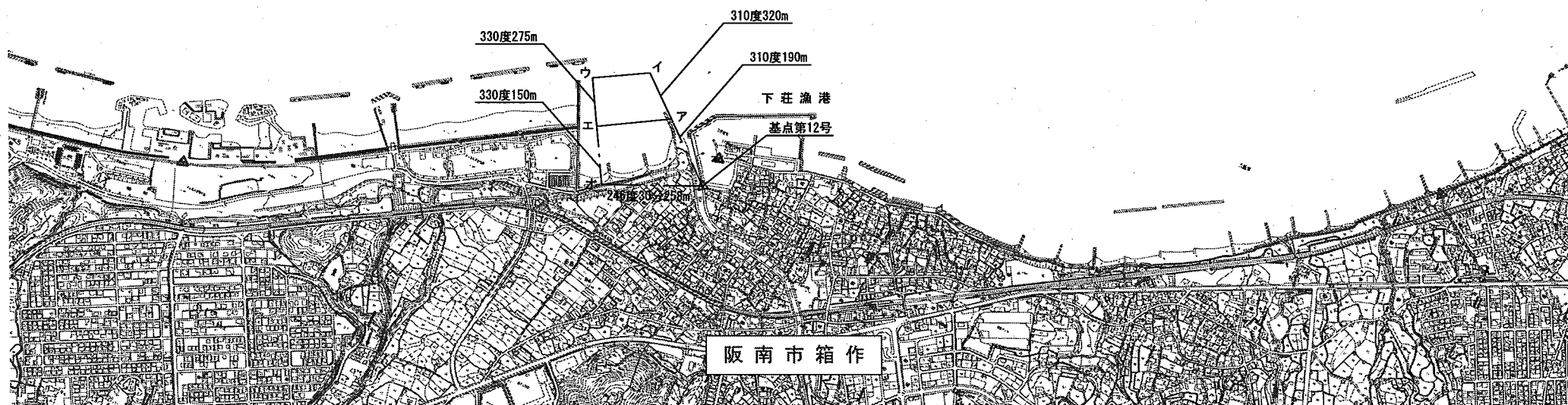
縮尺 1:10,000





区 第 1 4 号		漁業権者：下荘漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	阪南市箱作地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第12号	下荘漁港西防波堤基部中心点
	ア	基点第12号から真方位310度、190mの点
	イ	基点第12号から真方位310度、320mの点
	ウ	オから真方位330度、275mの点
	エ	オから真方位330度、150mの点
	オ	基点第12号から真方位246度30分、258mの点

縮尺 1:10,000





区 第 1 5 号		漁業権者：淡輪漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで
漁場の位置	泉南郡岬町淡輪地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第13号	阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126mの点
	ア	基点第13号から真方位345度、174mの点
	イ	基点第13号から真方位345度、874mの点
	ウ	イから真方位288度、370mの点
	エ	基点第13号から真方位274度20分、587mの点

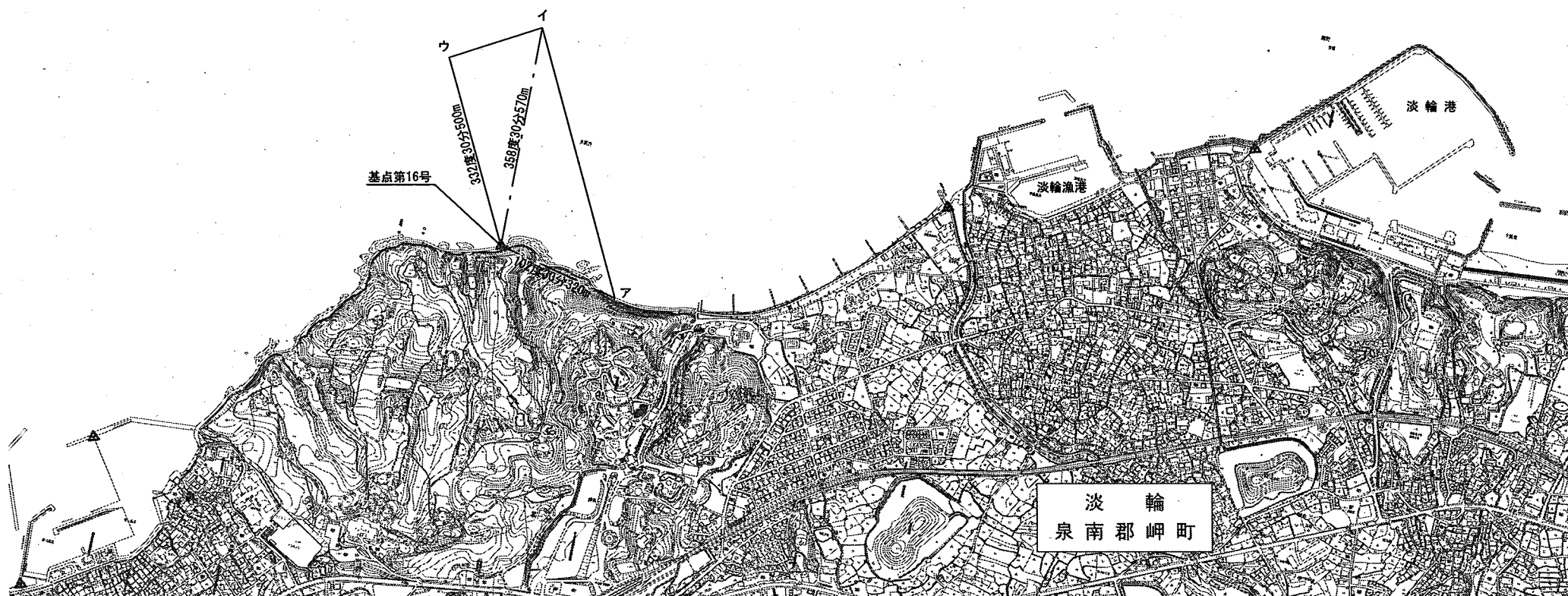
縮尺 1:10,000





区 第 1 6 号		漁業権者：淡輪漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで
漁場の位置	泉南郡岬町淡輪地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	
点の位置	基点第16号 ア イ ウ	泉南郡岬町淡輪と深日の境界 基点第16号から真方位102度30分、320mの点 基点第16号から真方位358度30分、570mの点 基点第16号から真方位332度30分、500mの点

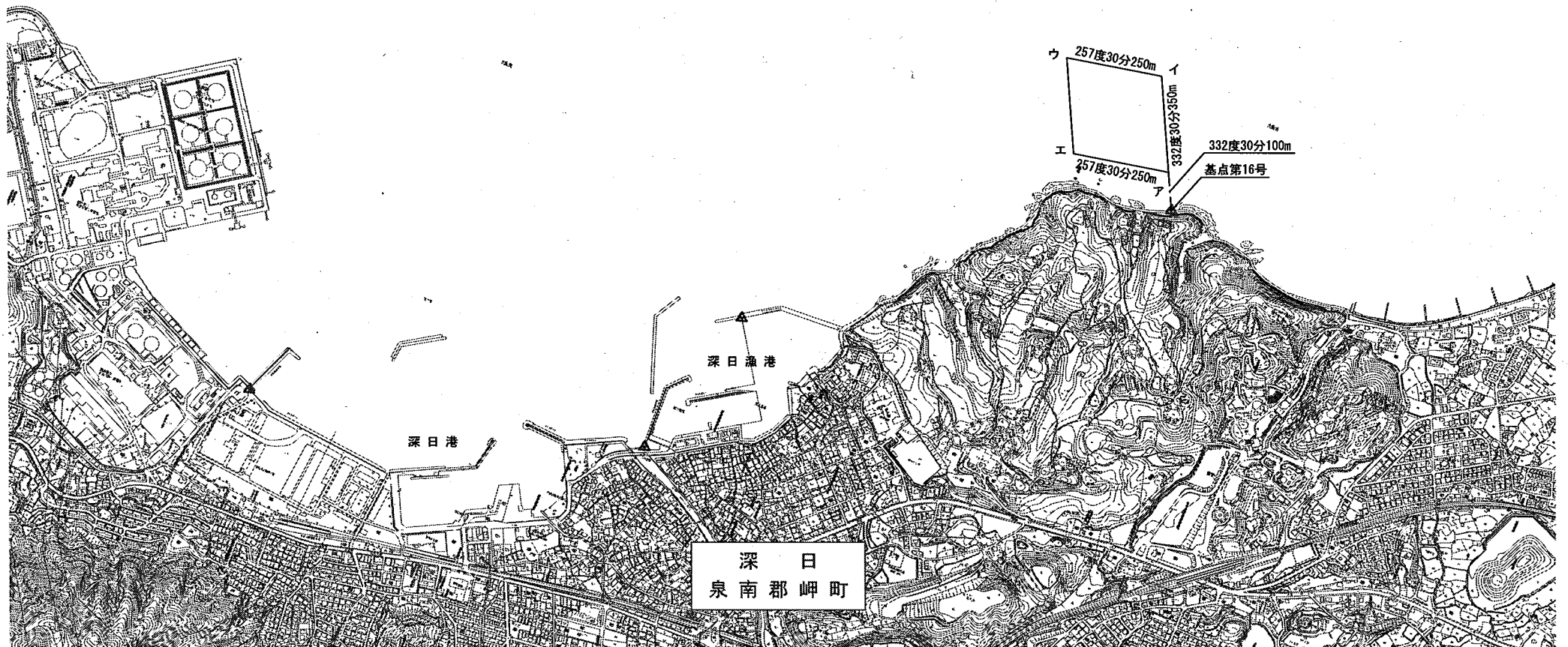
縮尺 1:10,000





区 第 17 号		漁業種者：深日漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで
漁場の位置	泉南郡岬町深日地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第16号	泉南郡岬町淡輪と深日の境界
	ア	基点第16号から真方位332度30分、100mの点
	イ	基点第16号から真方位332度30分、350mの点
	ウ	イから真方位257度30分、250mの点
	エ	アから真方位257度30分、250mの点

縮尺 1:10,000

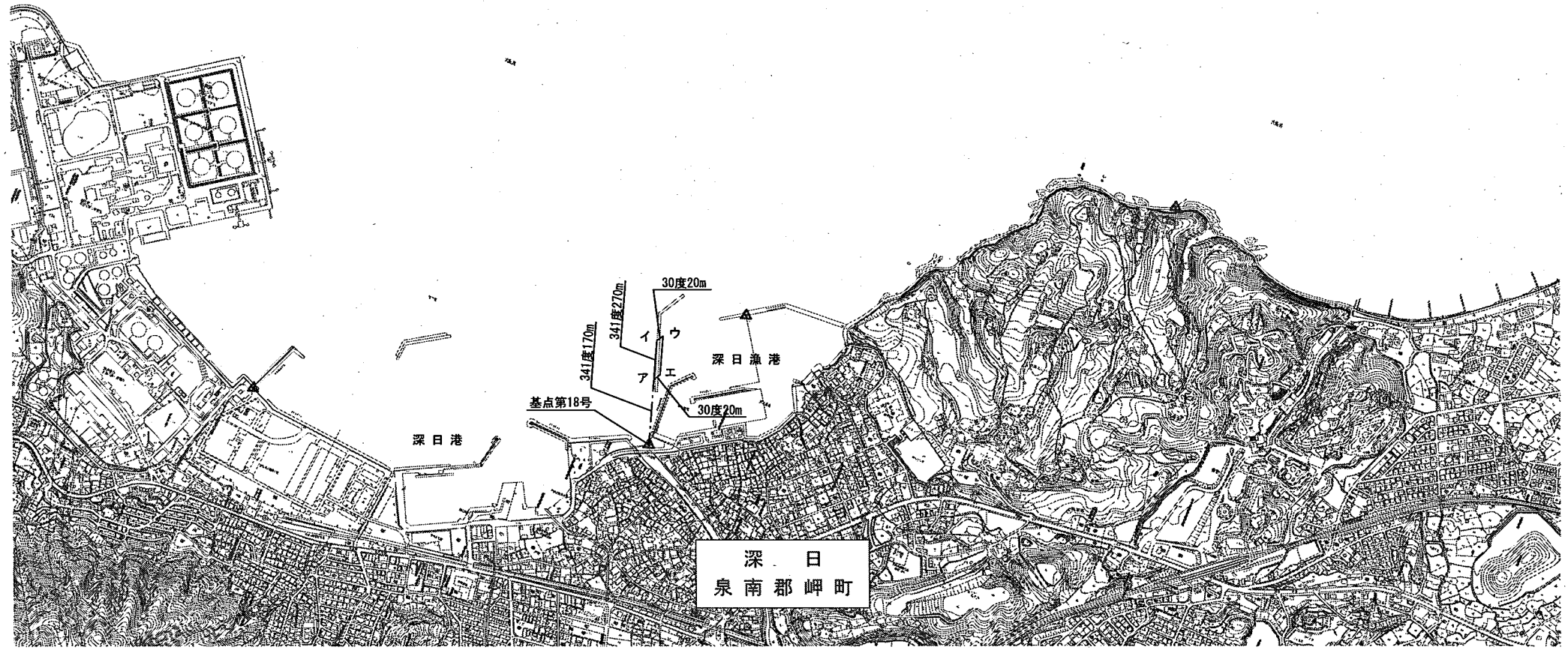


深 日
泉南郡岬町



区 第 1 8 号		漁業権者：深日漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	泉南郡岬町深日地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第18号	深日漁港防波堤基部中心点
	ア	基点第18号から真方位341度、170mの点
	イ	基点第18号から真方位341度、270mの点
	ウ	イから真方位30度、20mの点
	エ	アから真方位30度、20mの点

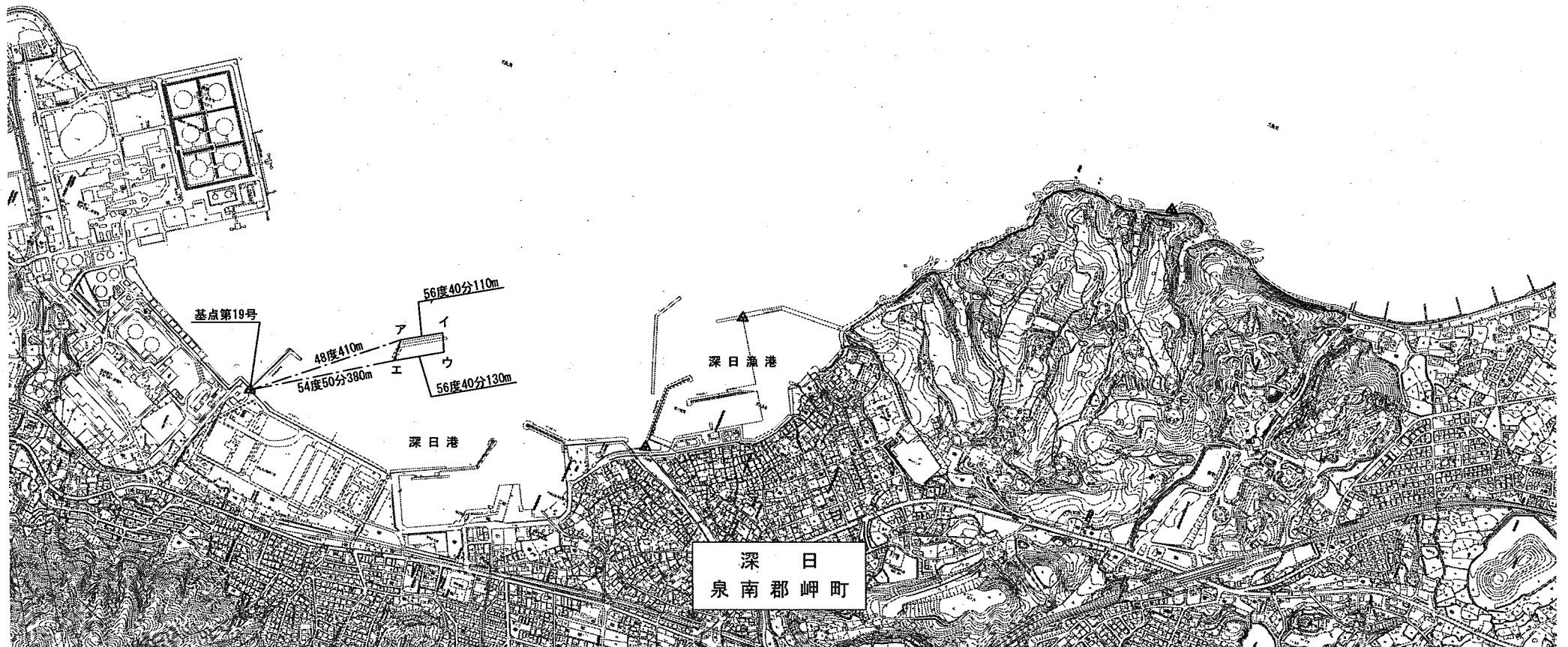
縮尺 1:10,000





区 第 1 9 号		漁業種者：深日漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	泉南郡岬町深日地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第19号	深日漁港防波堤基部中心点
	ア	基点第19号から真方位48度、410mの点
	イ	アから真方位56度40分、110mの点
	ウ	エから真方位56度40分、130mの点
	エ	基点第19号から真方位54度50分、380mの点

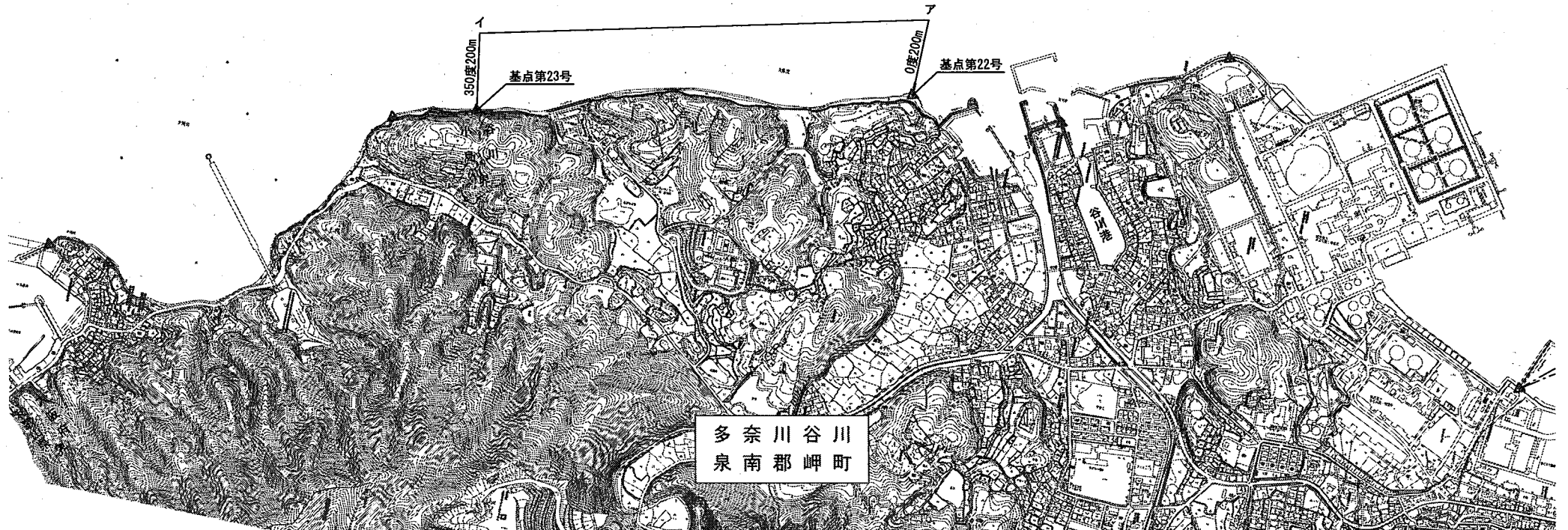
縮尺 1:10,000





区 第 2 0 号		漁業権者：谷川漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで
漁場の位置	泉南郡岬町多奈川谷川地先	
漁場の区域	次の基点第22号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	
点の位置	基点第22号	泉南郡岬町多奈川谷川豊国崎
	基点第23号	泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）
	ア	基点第22号から真方位0度、200mの点
	イ	基点第23号から真方位350度、200mの点

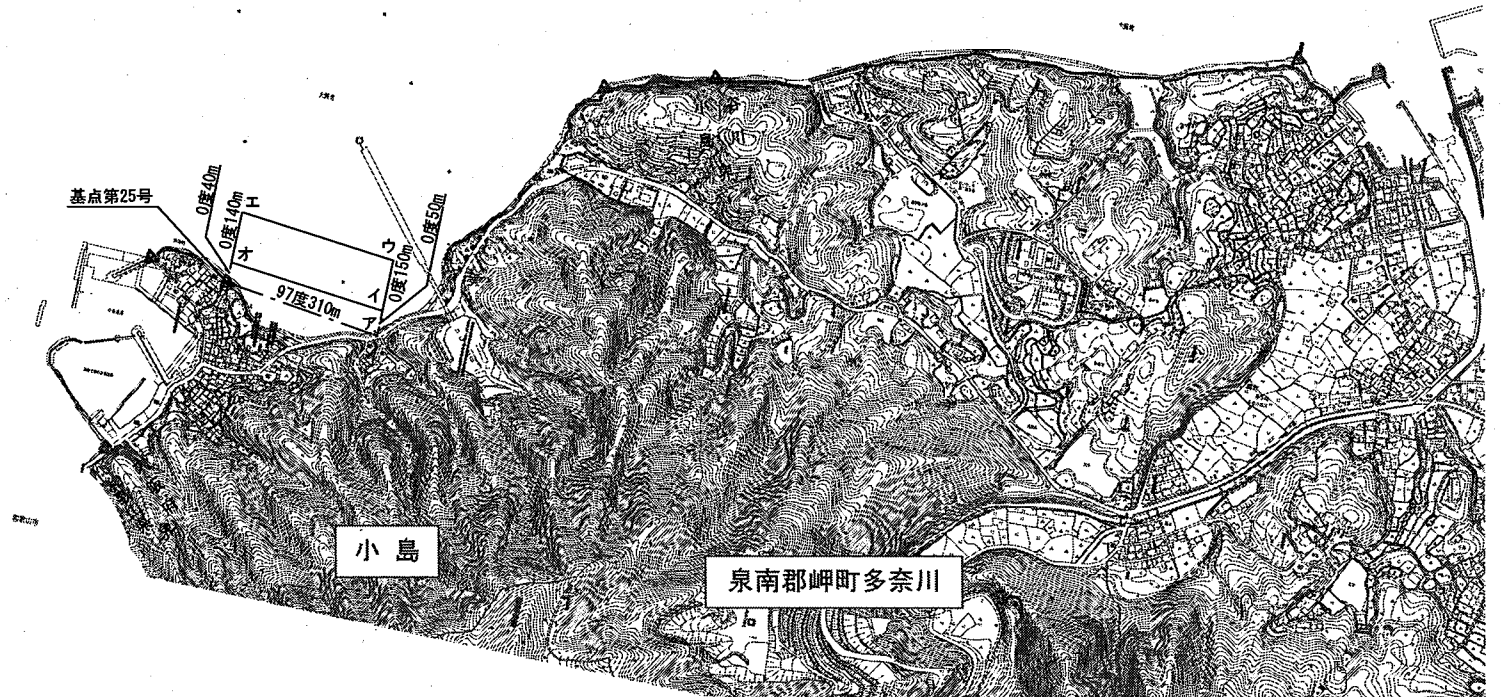
縮尺 1:10,000





区 第 2 1 号		漁業権者：小島漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
漁場の位置	泉南郡岬町多奈川小島地先	
漁場の区域	次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第25号	泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63mの点
	ア	基点第25号から真方位97度、310mの点
	イ	アから真方位0度、50mの点
	ウ	アから真方位0度、150mの点
	エ	基点第25号から真方位0度、140mの点
	オ	基点第25号から真方位0度、40mの点

縮尺 1:10,000





区第 2 2 号		漁業権者：泉佐野漁業協同組合
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	かき養殖漁業	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	泉佐野りんくう往来南地先	
漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。	
点の位置	基点第 1 号	阪南港泉佐野A防波堤灯台
	ア	基点第 1 号から真方位236度45分、1.065メートルの点
	イ	基点第 1 号から真方位232度 0分、1.040メートルの点
	ウ	基点第 1 号から真方位230度30分、1.240メートルの点
	エ	基点第 1 号から真方位234度25分、1.260メートルの点

縮尺 1:10,000

